

本明川ダム建設事業公募型樹木採取 公募説明書

【目的】

ダム建設事業において、堤体基礎掘削や、堤体材料採取の掘削において、樹木の伐採が必要となり、多くの伐採木が発生しています。

そこで、樹木の処分コスト縮減及び木材資源の有効活用を図るため、河川法第 25 条の規定に基づく公募により希望する者を募り、当事務所発注工事施工で集積したもの（以下「伐採木等」という。）を公募配布するものです。

※今回提供する伐採木等を発電に使用する場合は、FIT制度における「一般木質バイオマス」として利用できるよう、他の価格区分のバイオマスと適切に分別管理されたことを証明する証明書を発行いたします。

1. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

個人・法人を問いません。

また、以下のいずれにも該当しないものであること。

- ① 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとし、九州地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ③ 公募期間中において会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- ④ 直近 1 年間の税を滞納している者。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

⑥ 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ・ 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ・ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ・ その他不正行為があったと認められる場合

2. 応募手続き等

① 提出書類

別紙 1 の応募様式を提出期間中に提出してください。（郵送可、期間内に必着のこと）

② 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日(金)

受付時間：9 時～17 時（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③ 提出先・問い合わせ先

九州地方整備局 本明川ダム工事事務所 工事課
〒851-0121 長崎県長崎市宿町316番地1
電話 095-839-9865

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取希望量などから総合的に評価し、以下の順で該当項目が多い順に選定します。※該当数が同数の場合、該当項目番号の上位順に優位とする。

- ① 使用用途をバイオマス発電に活用する者
- ② 積込・運搬を自社で実施する者
- ③ 全量採取する者

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の現実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

4. 採取者の決定通知日時

令和8年10月29日(木)以降に事前周知の上、発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書により郵送又は持参により提出すること。

提出先は、上記2. ③と同じとします。

5. 採取場所：本明川ダム建設事業地周辺 ※別添参照

※採取場所は、現場の施工状況により変更となる場合があります。

6. 樹木の種類：スギ・クヌギ・カシ等

※詳細は、現場詰所にお問い合わせ下さい。

住所：〒854-0095 長崎県諫早市大渡野町242-1
電話：0957-25-9211

7. 採取（搬出）予定数量：雑木、幹・枝等 約200m³（見込み）

※採取期間内に別途、伐採木等が集積され搬出できる状況となった場合、採取者との協議により採取量が追加となる場合があります。

8. 採取（搬出）時期：令和8年10月13日(火)～令和8年12月11日(金)まで【予定】

9. 採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通法規の遵守等）の内容

現場内の清掃の保持、隣接作業者との連絡調整、法令遵守

10. 採取場所内で自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い並びに河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が搬出時に周辺に迷惑をかけることがないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 伐採木の搬出は許可受け者の責任において行うものであるため、搬出中等の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。
なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第 18 条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて河川法第 67 条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ④ 許可受け者は、河川管理者から搬出の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

11. 許可手続き

- ① 採取者に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第 25 条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則第 13 条第 1 項に定める申請を行っていただきます。
許可申請手続きの方法については、選定通知後打合せにて個別に説明する。なお、採取期間内に採取者との協議により、採取箇所及び採取量が追加となった場合、河川法25条に係る変更申請を行っていただく必要があります。
【河川法第 25 条申請】
 - ・河川占用許可申請書
 - ・事業の計画概要（作業工程表含む）
 - ・位置図
 - ・平面図（搬出経路を明示した図面）※申請書の提出部数は正本 1 部、副本 1 部の計 2 部とする。
- ② 申請書の提出期限は、令和 8 年 1 月 5 日(木)とする。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。
提出先は、上記 2. ③と同じとする。
- ③ 河川法第 25 条の許可の際に付すことを予定している条件については別紙ー 2 のとおりである。
- ④ 選定通知後、河川法第 32 条に該当する応募者の場合、規定する採取料徴収の対象有無の確認を行います。

12. 完了報告及び履行確認

採取者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、採取者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

13. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記2. ③と同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的へ使用しない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効とする。
- ⑥ 公募型樹木採取に係る通知書に記載されている採取区画について、必ず現地の状況を確認すること。また、通知書送付後に採取量を調整させて頂く場合がある。
- ⑦ 採取後は清掃等を行うこと。
- ⑧ 伐採木等をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。